

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

気 水 第 5 6 号

令和元年 6 月 28 日

1 改正の背景及び趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）に定める有害物質の排水基準と同一の基準（許容限度）を設けているが、直ちに適応することが困難な一部の業種については、水濁法と同様に暫定基準を定めている。

国では、令和元年 6 月 30 日に適用期限を迎えるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準について見直しを行い、適用期限を令和元年 7 月 1 日から 3 年間について延長する等の改正を行ったことから、条例の暫定基準についても、水濁法に合わせて改正を行うこととした。

2 改正の内容

電気めっき業又は温泉を利用する事業所におけるほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の排水に係る暫定基準について、現行の基準を継続する。

また、これらの暫定基準の適用は、施行日から 3 年間とする。

3 留意事項

今回現行の基準を継続した業種は、処理技術の実用化には期間を要すると見込まれ、国の見直しにおいても現行の暫定基準のまま期間が延長されたことから、水濁法との整合を図り、現行の暫定基準を 3 年間延長したものであるが、3 年後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等を継続するものとする。

4 施行日

令和元年 7 月 1 日